

## 別表六の二（六）の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第4項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）又は平成31年改正前の措置法第68条の9第3項（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 「増減試験研究費割合の計算」及び「試験研究費割合の計算」の各欄は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各連結事業年度である場合にのみ記載します。

「割 増 前 税 額 控 除 割 合  
3  $\frac{12}{100} + ((7) - \frac{5 \text{又は} 8}{100}) \times 0.3$  10  
(0.12未満の場合又は(5)=0の場合は0.12)」

は、連結親法人事業年度が平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各連結事業年度である場合にのみ記載します。この場合において、

連結親法人事業年度が平成31年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「5又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は8」を消します。

4 「(9)>10%の場合の控除割増率<sup>11</sup>」は、連結親法人事業年度が平成31年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合にのみ記載します。

5 「(7)>5%又は(7)>8%の場合<sup>15</sup>」は、連結親法人事業年度が平成31年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては「(7)>5%又は」を消し、連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は(7)>8%」を消します。

6 「当 期 税 額 基 準 額<sup>17</sup>」は、別表六の二(八)「10」に金額の記載がある場合には、「(15)、(0.25+(16))又は」を消します。